

職 員 賃 金 規 程

社会福祉法人

道南福祉ねっと

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、常勤職員、非常勤職員の賃金について定める。

(賃金体系)

第2条 賃金の体系は次のとおりとする。

	常勤職員	非常勤職
基本給	月給	時給
役職手当	有 (但し、役職に就く者)	無
資格手当	有	有
処遇改善手当	有	有
特定処遇改善手当	有	有
燃料手当	有	有
扶養手当	有	有
住居手当	有	有
通勤手当	有	有
その他	有	有

(支払形態および計算)

第3条 別に定める場合のほか、承認による欠勤、遅刻、早退、私用外出等の不就業について控除しない。

(賃金の計算および支払)

第4条 賃金の計算期間は当月1日より当月末日までとする。

第5条 賃金は当月末日に、控除後の額を口座振込により支払う。但し当日が休日に当たるときはその前日に支払う。

(賃金控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは控除する。

- ① 法令で定めるもの
- ② その他職員と協定して定めたもの

(非常時払い)

第7条 必要と認めた非常の場合には、職員の申請により既往の労働に対する賃金を支払う。

(時間割計算)

第8条 この規程における賃金の時間割計算は、次の算式による。

- ① 時間割計算 = 対象賃金月額 / 1ヶ月平均所定労働時間
- ② 1ヶ月平均所定労働時間 = (365日 - 年間所定休日数) × 1日の所定労働時間 / 12

(平均賃金)

第9条 平均賃金は、次の算式によって計算した額とする。

$$\text{平均賃金} = \text{直前の賃金締切日より起算した3ヶ月間の賃金総額} / \text{3ヶ月間の総日数}$$

2 前項の計算において、賃金総額には、臨時に支給した賃金および3ヶ月を超える期間ごとに支給した賃金は算入しない。

3 雇入れ後3ヶ月に満たない者については、第1項の期間は雇入れ後の期間とする。

第2章 常勤職員

(決定原則および構成)

第10条 基本給は月額をもって定める。

2 基本給は、下記の金額を基準に、学歴、経験年数によるスライド方式で定める。但し、報酬単価、補助金等に係る人件費分の増減により変動する。

支援員(専門学校卒業以上の有資格者) 月額 172,000円 以上

(但し、上記以外の中卒者以上の者については163,950円以上とする)

3 障害当事者の採用及び処遇については、必要にしてかつ合理的な配慮を行うものとし、障害を理由とした特別な規定は、これを設けない。

(扶養手当)

第11条 扶養家族を有する者に対して、次の区分により扶養手当を支給する。但し扶養家族とは同一世帯に属し、職員の収入によって生計を維持する者をいう。

① 配偶者若しくはパートナー 月額 7,500円

② 18歳未満の子および満65歳以上の父母 一人につき 月額 7,500円

2 本規程におけるパートナーとは、自治体の発行する「パートナーシップ証明書」等の証明書、若しくは関係性を明記した公正証書の提出に基づき法人が認めた者とする。

(住居手当)

第12条 借家または借間居住者に対して、次の区分により住居手当を支給する。

① 扶養家族を有する世帯主 月額 20,000円

(扶養家族等には内縁関係者、パートナー関係者を含む)

② 単身者 月額 15,000円

2 但し、以下に掲げる者は、住居手当の支給対象としない。

① 親族、配偶者及び本人が所有する住宅に居住する者

② 賃貸契約を確認できない(書類未提出者含む)借家等を住まいとする者

(燃料手当)

第13条 毎月、基本給に算入して支給する。支給額は定額とし、月当たり2,000円とする。

(通勤手当)

第14条 通勤に対して次の区分により通勤手当を支給する。

① 汽車、電車、バス等の交通機関を利用して通勤する者には、施設が認める最短順路により計算した定期券代実費。ただし課税限度額を持って支給限度とする。

② 自家用自動車通勤する者

施設までの距離

2キロ以上 5キロ未満 月額 3,500円

5キロ以上10キロ未満 月額 5,500円

10キロ以上15キロ未満	月額	7,500	円
15キロ以上20キロ未満	月額	10,500	円
20キロ以上25キロ未満	月額	14,500	円
25キロ以上30キロ未満	月額	16,800	円
30キロ以上35キロ未満	月額	18,500	円
35キロ以上40キロ未満	月額	22,500	円
40キロ以上45キロ未満	月額	24,500	円
45キロ以上	月額	27,000	円

2 第1項の通勤手当について、次に掲げる者は支給の対象より除く。

- ① 総合施設長及び統括管理者。
- ② 創設者、法人アドバイザー、理事長職を兼務する者。

(役職手当)

第15条 次の職位にある者に対し、役職手当を支給する。

① 総合施設長	月額	80,000	円
統括管理長	月額	75,000	円
拠点支援長	月額	60,000	円
主幹	月額	45,000	円
区分長	月額	42,000	円
施設長	月額	40,000	円
副施設長	月額	38,000	円
サビ管長	月額	35,000	円
支援主任	月額	5,000	円
副主任	月額	3,000	円
② 創設者、法人アドバイザー、理事長職を兼務する第1号の職位にある者	月額	80,000	円

③ ①及び②において、兼務者の役職手当は、いずれかの月額をもって賄う。

(資格手当)

第15条2 資格手当は、次の資格を有する者に対し支給する。

① サービス管理責任者	月額	10,000	円
相談支援専門員(区分認定調査員含)	月額	10,000	円
② 社会福祉士	月額	15,000	円
精神保健福祉士	月額	15,000	円
公認心理師	月額	15,000	円
保健師	月額	15,000	円
看護師	月額	15,000	円
作業療法士	月額	15,000	円
理学療法士	月額	15,000	円

管理栄養士	月額 15,000 円
教諭資格（実務経験を有する者）	月額 12,000 円
栄養士	月額 12,000 円
准看護師	月額 12,000 円
介護福祉士	月額 10,000 円
保育士	月額 10,000 円
衛生管理者	月額 10,000 円

2 ②に該当する兼務者の資格手当は、いずれかの月額をもって賄う。

（その他手当）

第16条 その他法人の必要とする下記の職務等をなした場合、手当を支給する。

①負荷のかかる特別な職務に従事する者に対し、特別勤務手当として1回につき1,500円を支給する。

②宿直をなした場合、回数手当として1回につき8,000円を支給する。

（処遇改善手当）

第16条2 処遇改善手当として月額31,000円を支給する。

2 処遇改善手当の対象者は支援主任、副主任、支援員とする。

3 決算時の加算収入額に応じ、第1項の支給額に金額を加算して支給することができる。

4 ベースアップ等支援加算として、第1項の支給額に9,000円を加算して支給する。なお、決算時の加算収入額に応じ、加算額を9,000円以上とすることができる。

（特定処遇改善手当）

第16条3 下記の区分に応じ、特定処遇改善手当を支給する。

（1）次に該当する職員については、月額43,000円を支給する。

①勤続年数10年以上かつ社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者

②他法人等での勤務経験を含む5年以上の福祉等に関する実務経験を有し、かつサービス管理責任者の資格を有し、その職務に就く者

③勤続年数10年以上かつ管理栄養士、栄養士のいずれかの資格を有し、その職務に就く者

④他法人等での勤務経験を含む5年以上の福祉等に関する実務経験を有し、かつ相談支援専門員の資格を有し、その職務に就く者

（2）（1）以外の常勤職員については、月額4,200円を支給する。

2 下記の職位にあるものは、特定処遇改善手当の支給の対象としない。

①総合施設長、統括管理長、拠点支援長

②創設者、法人アドバイザー、理事長職を兼務する者

3 決算時の加算収入額に応じ、第1項の支給額に金額を加算して支給することができる。

4 加算収入額と対象者数の変動に鑑み毎年支給額については見直すものとする。

（割増賃金）

第17条 命じた以下の労働に対し、提示した算式により割増賃金を支給する。

① 時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）

$(\text{基本給} + \text{手当}) \div 1 \text{ヶ月平均所定労働時間} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$

② 休日労働割増賃金（所定の休日に労働させた場合）

$(\text{基本給} + \text{手当}) \div 1 \text{ヶ月平均所定労働時間} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$

③ 深夜労働割増賃金

$(\text{基本給} + \text{手当}) \div 1 \text{ヶ月平均所定労働時間} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2 時間外労働割増賃金について1ヶ月の総時間外労働時間が40時間を超えた場合、60時間までの範囲においてその超えた時間数に対する割増率は1.35倍とする。

また、年間の総時間外労働時間が360時間を超えた場合、480時間以下までの範囲においてその超えた時間数に対する割増率は1.35倍とする。

（昇給）

第18条 昇給は毎年4月に行う。ただし次に掲げる者を除く。なお、最低賃金の改定実施月を考慮し、基本給等の見直しについては、4月並びに10月に実施するものとする。

① 前年10月1日以降に採用された者

② 次条に定める期間における出勤日数が所定就業日数の8割に満たない者

③ 昇給時期において休職中の者

④ 就業規則に違背し、教育指導等を受けた者

⑤ 私生活上の非法行為や体調等の管理の不徹底により、職務の遂行に影響を及ぼした者

⑥ 満65歳以上の者

2 第1項の実施については、第10条第2項を踏まえ、決定するものとする。

3 第1項の実施について、報酬単価や補助金、サービス利用者等の増減による施設収入の状況により、実施をしない場合がある。

第19条 昇給の算定期間は、前年4月1日より当年3月31日までとする。

（賞与）

第20条 賞与は年2回、支給時期に在職する者に対して、夏季及び冬季に支給する。ただし次に掲げる者を除く。

① 夏季賞与については1月1日以後に、冬季賞与については7月1日以後に採用された者

③ 第22条に定める期間における出勤日数が所定就業日数の8割に満たない者

④ 職務遂行上、明らかに精励が認められない者

⑤ 就業規則に違背し、教育指導等を受けた者

⑥ 私生活上の非法行為や体調等の管理の不徹底により、職務の遂行に影響を及ぼした者

第21条 賞与の支給日は次のとおりとする。ただしその日が休日のときはその前日とする。

夏季賞与 6月1日

冬季賞与 12月1日

第21条の1 経理処理上、以下の範囲内において支給日を変動させる場合がある。

夏季賞与 6月2日 ～ 6月30日

冬季賞与 12月2日 ～ 12月31日

第22条 賞与の算定期間は、次の区分による。

夏季賞与 12月1日から 5月末日まで

冬季賞与 6月1日から 11月末日まで

第23条 賞与の基準支給率は次の区分とし、期間率と成績率をもって構成するものとする。

A 夏季賞与 基本給の1.5月分
(内訳・・・期間率：0.5月分、成績率：1.0月分)

B 冬季賞与 基本給の2.5月分
(内訳・・・期間率：0.5月分、成績率：2.0月分)

2 実支給率は前項の範囲内において勤務実績に基づき算定する。

3 なお、第一項の支給率について、第22条の算定期間内における職務の精励が特に認められる者に対し最大で基本給の0.5月分を加算することができる。

第23条の1 サービス利用者等の増減による施設収入の状況により、以下の範囲内において基準支給率を変動させる場合がある。

A 夏季賞与 基本給の0月分以上～基本給の1.5月分未満
(内訳・・・期間率：0月分以上～0.5月分未満、成績率：0月分以上～1.0月分未満)

B 冬季賞与 基本給の0月分以上～基本給の2.5月分未満
(内訳・・・期間率：0月分以上～0.5月分未満、成績率：0月分以上～2.0月分未満)

(中途採用、中途退職時等の賃金)

第24条 月給者について、賃金計算期間の途中で採用、退職、休職または復職したときは、平均賃金に、その期間の就業日数を乗じた賃金を支給する。

(休業手当)

第25条 天災事変、電力事情その他不可抗力に基づく場合を除き、業務上のやむを得ない事由により休業したときは、休業手当として平均賃金の7割を支給する。

(休職期間中の賃金)

第26条 休職期間中は就業規則第33条1項に定める休職の場合を除き賃金を支給しない。

2 就業規則第33条1項に定める休職の場合は、次の区分により基本給(手当を除く)の3割を支給する。但し健康保険による傷病手当金を給付された期間については賃金を支給しない。

勤続期間	支給期間
6ヶ月未満	6ヶ月
6ヶ月以上1年未満	1年
1年以上3年未満	1年6ヶ月
3年以上	2年

(業務上傷病による休業期間中の賃金)

第27条 業務上傷病による休業期間については、労災保険による休業補償費を申請する。

2 前項の休業期間中労災保険による休業補償費を給付された期間については賃金を支給しない。

(弔慰金)

第28条 業務上の災害により死亡した場合は、労災保険の申請の他、慶弔規程に基づく死亡弔慰金を遺族に支給する。

(祝金)

第29条 結婚または出産をした場合は、慶弔規程に基づく祝金を支給する。

(退職手当)

第30条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「共済法」という。)に基づく支給をもって当て

る。

2 休職する期間は、施設の都合による場合を除き、共済法に定める被共済職員期間に算入しない。
(退職金の支払方法および支払時期)

第31条 共済法に基づくものとする。

第3章 非常勤職員

(決定原則および構成)

第32条 基本給は時間給とし、各人ごとに個々の雇用契約で定める。また、その額は最低賃金以上とし上限については定めないものとする。但し、報酬単価、補助金等に係る人件費分の増減により変動する。

2 障害当事者の採用及び処遇については、必要にしてかつ合理的な配慮を行うものとし、障害を理由とした特別な規定は、これを設けない。

(扶養手当)

第33条 扶養家族を有する者に対して、次の区分により扶養手当を支給する。但し扶養家族とは同一世帯に属し、職員の収入によって生計を維持する者をいう。

- | | | | |
|-----------------------------|----|-------|---|
| ① 配偶者若しくはパートナー | 月額 | 7,500 | 円 |
| ② 18歳未満の子および満65歳以上の父母 一人につき | 月額 | 7,500 | 円 |

(住居手当)

第34条 借家または借間居住者に対して、次の区分により住居手当を支給する。

- | | | | |
|---|----|--------|---|
| ① 扶養家族を有する世帯主
(扶養家族等には内縁関係者、パートナー関係者を含む) | 月額 | 20,000 | 円 |
| ② 単身者 | 月額 | 15,000 | 円 |

2 但し、以下に掲げる者は、住居手当の支給対象としない。

- ① 親族、配偶者及び本人が所有する住宅に居住する者
- ② 賃貸契約を確認できない(書類未提出者含む)借家等を住まいとする者
- ① 当職以外で住居手当若しくはこれに準じる支給を受けている者

(燃料手当)

第35条 毎月、基本給に算入して支給する。支給額は定額とし、月当り2,000円とする。

(通勤手当)

第36条 通勤に対して次の区分により通勤手当を支給する。

① 汽車、電車、バス等の交通機関を利用して通勤する者には、施設が認める最短順路により計算した定期券代実費。ただし課税限度額を持って支給限度とする。

② 自家用自動車通勤する者

施設までの距離			
2キロ以上	5キロ未満	月額	3,500 円
5キロ以上	10キロ未満	月額	5,500 円
10キロ以上	15キロ未満	月額	7,500 円

15キロ以上20キロ未満	月額	10,500	円
20キロ以上25キロ未満	月額	14,500	円
25キロ以上30キロ未満	月額	16,800	円
30キロ以上35キロ未満	月額	18,500	円
35キロ以上40キロ未満	月額	22,500	円
40キロ以上45キロ未満	月額	24,500	円
45キロ以上	月額	27,000	円

(資格手当)

第36条2 資格手当は、次の資格を有する者に対し支給する。

① サービス管理責任者	月額	5,000	円
相談支援専門員 (区分認定調査員含)	月額	5,000	円
② 社会福祉士	月額	7,500	円
精神保健福祉士	月額	7,500	円
公認心理師	月額	7,500	円
保健師	月額	7,500	円
看護師	月額	7,500	円
作業療法士	月額	7,500	円
理学療法士	月額	7,500	円
管理栄養士	月額	7,500	円
教諭資格 (実務経験を有する者)	月額	6,000	円
栄養士	月額	6,000	円
准看護師	月額	6,000	円
介護福祉士	月額	5,000	円
保育士	月額	5,000	円
衛生管理者	月額	5,000	円

2 ②に該当する兼務者の資格手当は、いずれかの月額をもって賄う。

(割増賃金)

第37条 命じた以下の労働に対し、提示した算式により割増賃金を支給する。

- ① 時間外労働割増賃金 (所定労働時間を超えて労働させた場合)
(基本給 + (手当 ÷ 1ヶ月所定労働時間)) × 1.25 × 時間外労働時間数 (法定外の場合)
- ② 休日労働割増賃金 (所定の休日に労働させた場合)
(基本給 + (手当 ÷ 1ヶ月所定労働時間)) × 1.35 × 休日労働時間数
- ③ 深夜労働割増賃金
(基本給 + (手当 ÷ 1ヶ月所定労働時間)) × 1.25 × 深夜労働時間数

2 時間外労働割増賃金について1ヶ月の総時間外労働時間が40時間を超えた場合、60時間までの範囲においてその超えた時間数に対する割増率は1.35倍とする。

また、年間の総時間外労働時間が360時間を超えた場合、480時間以下までの範囲においてそ

の超えた時間数に対する割増率は1.35倍とする。

(その他手当)

第38条 その他法人の必要とする下記の職務等をなした場合、手当を支給する。

① 負荷のかかる特別な職務に従事する者に対し、特別勤務手当として1回につき1,500円を支給する。

② 宿直をなした場合、回数手当として1回につき8,000円を支給する。

(処遇改善手当)

第38条2 処遇改善手当として月額2,000円を支給する。

2 ベースアップ等支援加算として、第1項の支給額に4,500円を加算して支給する。

(特定処遇改善手当)

第38条3 特定処遇改善手当として月額2,100円を支給する。

(昇給)

第39条 昇給は毎年4月に行う。ただし次に掲げる者を除く。なお、最低賃金の改定実施月を考慮し、基本給等の見直しについては、4月並びに10月に実施するものとする。

- ① 前年10月1日以降に採用された者
- ② 次条に定める期間における出勤日数が所定就業日数の8割に満たない者
- ③ 昇給時期において休職中の者
- ④ 就業規則に違背し、教育指導等を受けた者
- ⑤ 私生活上の非法行為や体調等の管理の不徹底により職務の遂行に影響を及ぼした者
- ⑥ 満65歳以上の者

2 第1項の実施については、第32条を踏まえ、決定するものとする。

3 第1項の実施について、サービス利用者等の増減による施設収入の状況により、実施をしない場合がある。

第40条 昇給の算定期間は、前年4月1日より当年3月31日までとする。

(休業手当)

第41条 天災事変、電力事情その他不可抗力に基づく場合を除き、業務上のやむを得ない事由により休業したときは、休業手当として平均賃金の7割を支給する。

(業務上傷病による休業期間中の賃金)

第42条 業務上傷病による休業期間については、労災保険による休業補償費を申請する。

2 前項の休業期間中労災保険による休業補償費を給付された期間については賃金を支給しない。

(弔慰金)

第43条 業務上の災害により死亡した場合は、労災保険の申請の他、慶弔規程に基づく死亡弔慰金を遺族に支給する。

(祝金)

第44条 結婚または出産をした場合は、慶弔規程に基づく祝金を支給する。

(退職手当)

第45条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「共済法」という。）に基づく支給をもって当てる。

2 休職する期間は、施設の都合による場合を除き、共済法に定める被共済職員期間に算入しない。

(退職金の支払方法および支払時期)

第46条 共済法に基づくものとする。

附 則

この規程は平成15年11月20日より実施する。

この規程は平成17年 1月27日より実施する。

この規程は平成18年 9月26日より実施する。

この規程は平成19年 7月26日より実施する。

この規程は平成20年 4月26日より実施する。

この規程は平成20年12月16日より実施する。

この規程は平成21年12月 9日より実施する。

この規程は平成22年 9月 1日より実施する。

この規程は平成23年12月 1日より実施する。

この規程は平成24年 4月 1日より実施する。

この規程は平成24年11月27日より実施する。

この規程は平成25年 3月 1日より実施する。

この規程は平成25年 4月 1日より実施する。

この規程は平成26年 4月 1日より実施する。

この規程は平成26年10月31日より実施する。

この規程は平成27年 4月 1日より実施する。

この規程は平成27年 4月13日より実施する。

この規程は平成27年10月 1日より実施する。

この規程は平成28年 4月 1日より実施する。

この規程は平成28年10月25日より実施する。

この規程は平成29年 1月 1日より実施する。

この規程は平成29年 4月 1日より実施する。

この規程は平成29年 4月14日より実施する。

この規程は平成29年 6月30日より実施する。

この規程は平成29年10月31日より実施する。

この規程は平成30年 4月 1日より実施する。

この規程は平成30年 5月31日より実施する。

この規程は平成30年10月31日より実施する。

この規程は令和 元年 6月 1日より実施する。

この規程は令和 2年 1月 1日より実施する。

この規程は令和 2年 4月15日より実施する。

この規程は令和 2年12月 1日より実施する。

この規程は令和 3年 6月30日より実施する。但し、変更内容については令和3年4月1日まで遡及し適用するものとする。

この規程は令和 3年10月28日より実施する。

この規程は令和 4年 2月24日より実施する。

この規程は令和 4年 7月28日より実施する。

この規程は令和 4年10月 1日より実施する。